

平成26年4月11日

各位

東京都公立中学校PTA協議会
会長 田谷克裕

東京都教育委員会との回答会議記録

日時：平成26年2月7日（金） 午後4時～5時

場所：都庁第二本庁舎10階205会議室

出席者：

教育庁

地域教育支援部 義務教育課 学事指導担当係長 福島 康貴 様
地域教育支援部 義務教育課 助成指導担当係長 梶 珠代 様
指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様
人事部 人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様
人事部 職員課 外部人材担当係長 阿部 正克 様
総務部 教育情報課 広聴担当係長 阿部 望 様

東京都公立中学校PTA協議会

会長 田谷 克裕
副会長 澤 奈生子
総務理事兼研修委員長 尾形 有三
会計理事兼加盟推進委員長 鍵和田 和明
派遣理事 加納 京子
事務局長 今村 幸恵

司会進行：総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様

記録作成：派遣理事 加納 京子

議事：（事前に送付してあった都中Pからの要望書に対して、教育庁から口頭で回答がありました。以下にその問答を記載いたします。）

東京都教育委員会への要望と回答

1 公立中学校の授業のレベルアップに向けて

1. 東京都独自の施策による 35 人学級の実現について

東京都教育委員会（以下都教委）におかれましては、平成 22 年度から [小 1 問題・中 1 ギャップ] の予防・解決のために、中学校 1 年生に対して教員の加配をいただいています。これによって、加配された学年では学級規模の縮小やチームティーチングの導入など、学校の実情に即した指導方法を選択することができることになりました。

中 1 ギャップ対策は、段階的に基準を引き下げ、平成 25 年度には 35 人を算定基準として教員の加配が実施されました。しかし、この基準は 1 年生にだけ適用され、2 年生になる時には最大 40 人のクラスとなってしまうため、中一ギャップ加配が適用される人数の学校においても学級増で対応しない学校が少なからずあるのが現状です。これは中 2 に上がる時には 40 人学級に戻さなければならず (=学級減)、加配を受けた学校も教員を放出しなければならないからにはかなりません。若手の先生が配置された翌年ベテランの先生が過員となって出るとは、保護者としては避けたい事態です。

学級数を増やすにしてもチームティーチングで対応するにしても、教育効果が上がっていることは「小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための『教員加配に関わる効果検証』に関する調査報告書」などの様々なアンケート調査からも明らかです。また、他県では独自予算で 35 人編成を行っているところも多くなって来ています。中 1 にとどまらず、ぜひこの制度を「中一ギャップ加配」としての運用ではなく「中学校 3 年間にわたっての 35 人学級加配」としていただきますようお願いいたします。

【地域教育支援部義務教育課の回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様 代読

「中 1 ギャップ加配」は中学校第 1 学年の生徒が、「中学校入学後の環境の変化（小・中学校間のギャップ）によって『学習』『友人関係』『生活』などに関する不安やストレスを持つ状態」を予防・解決するための加配です。

「中 1 ギャップ加配」は中学校第 2 学年、第 3 学年を対象としていません。
併せて人事部人事計画課の回答もごぞいます。

【回答】人事部人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様

平成 25 年度から国に先駆けて中学校第 1 学年で 35 人以下の学級を可能としておりこれまでに実施した小学校 1・2 学年と合わせて小一問題・中一ギャップの解消に取り組んでまいります。尚、国の平成 26 年度予算には少人数教育の推進に関する予算は盛り込まれませんでした。義務教育については教育の機会均等や教育水準の維持の観点から国の責任が大きいため今後については引き続き国の動向を注視していきます。

【質問】 都中 P 加納

小学校は学級担任制ですから加配で先生が一人増えるとクラスが一つ増えるのですが、中学校は教科担任制のため、先生が一人加配されクラスが一つ増えた時、その先生の教科は良いのですが他の教科において、各先生の持ち時間数が増えて先生が逆に多忙になるということが起こることがあります。持ち時間を超えると時間講師を入れますが、持ち時間数にもとは余裕があった場合もぎりぎりになってしまうということが起きます。また、加配には新任教師や期限付き採用の先生が多く、小学校では新任も担任をしますが中学校では通常新任に担任は任せないので、新しく担任を立てることになる、そして 1 年

経って加配がなくなると誰かを担任から下ろさなければならなくなります。それも難しいところで、このように、中学校に於いては学級数を増やすことには問題もあります。ですから、加配とT Tを選択できるようにしていただいているのは、とてもありがたいことで、どちらにするにしても加配された学校での生徒の学校生活の改善が報告されています。

本来は、小学校から中学校に上がり、環境の変化から不安やストレスを持つ状態をきめ細かく見ることとで予防し、中1で増えるいじめや不登校への対策としての「中1ギャップ加配」ですが、1年経つと加配された学年も先生を1名放出しなければならず、中1から中2にかけて「中2ギャップ」のような現象が起きていると聞きます。

また、都教委のホームページにある、加配された学校での効果が報告された資料には「加配の結果部活動の顧問が一人増えて一つの部活を存続できた」なんて言うものもありましたが、1年経って一人放出すればまた廃部の危機が訪れるわけで、ぬか喜びです。

平成22年度に38人からはじまり、37人、35人と加配していただけてきましたから、次は中2中3へも教員の加配の拡大を期待しています。

【質問】 都中P 鍵和田

お答えが毎年、国の動向を見てと言うことですが、予算がなくて実現は難しいながらも都教委としてはどうしたいのか、2学年も3学年も35人にしたいのかしたくないのか保護者としてはそこをお聞きしたい。

【回答】 人事部人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様

35人学級については、国の動向がはっきりしない状況があります。義務教育については、標準法を基にして教職員の数を決めているので、独自でどう考えているかと言われても回答できません。

【質問】 都中P 加納

でも、国の基準では中学生はまだ、1年から3年まで、40人学級ですよ。それを都教委の施策で1年生は35人にできているわけですから、2年、3年まで広げて欲しいと言っているんです。

【回答】 人事部人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様

1年生については「小1問題・中1ギャップ」という問題があるからそれについて対応しています。それ以降については、回答できません。

【質問】 都中P 鍵和田

何ともつまらないお答えですね。我々保護者は都教委がどういう方向に行きたいのかをつかみたい。国の動向でできないけど35人学級を目指したいのか、やる気もないのか、そこを聞きたいのです。

【回答】 人事部人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様

そこについては、何とも回答できません。

2. 教員の資質向上

① 教員の選考について

教師には学習指導においても生活指導においても、生徒の気持ちや考えを的確に把握し、それに応じた指導を行うことが求められます。また、悩みや相談を受けたりすることも多くあり、そのいずれの場合においても高いコミュニケーション能力が必要です。教師には教師自身の知識・技能と共にそれを生徒に伝える力があってこそ、生徒の学力を高め、能力を引き出すことができます。また、生徒の気持ちが推し量れなくては満足いく相談を行うことはできません。人の気持ちを推し量る、その力こそが教員の大事な資質ではないでしょうか。伝える力、推し量る力、これらコミュニケーション能力の高い教員が学校にはもっと大勢必要です。東京都の教員採用試験において、ぜひ知識・技能だけでなく、コミュニケーション能力を重視した選考をしていただきたいです。

【人事部 選考課の回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様 代読

教員採用選考において人物重視の観点から面接試験を実施しています。

【質問】 都中P 加納

都教委が26年度から、新任の教員に対して4月1日に教員になる前の研修をされるということが伝わってきました。コミュニケーション能力の高い先生の育成のためにも良いことだと歓迎しています。その研修の中には「保護者との信頼関係の築き方」という項目があり、「保護者との連携がしっかりできてい学校は子どもとの信頼関係もうまくいっている」という報告もありますから、ぜひ続けていただきたいと思います。

子どもがいじめられていることを伝えるのは保護者が一番多いと言いますし、そして保護者が学校を信頼できて話しやすい状況があればすぐに保護者から学校へ伝わると思います。

② 指導力の向上が求められる教員への対応について

都教委におかれましては指導力の向上が求められる教員に対して「指導に課題がある教員に対する研修」を規則及び関係要項に基づき実施していただき、指導力の改善に努めていただいているところです。しかし現在の制度では、校長の具申に基づき区市町村教育委員会が観察した後、東京都の管理主事が授業を観察して、本人に意見を聞いたうえで、さらに、外部委員の方々にその状況を説明したうえで、意見をいただき、指導力が不足しているとして「指導に課題がある教員に対する研修」を受講するということになっていて、指導力の向上が求められる教員の発見から、研修までの時間がかかり過ぎます（半年くらい）。それは生徒にとっての大きな損失です。3年間しかない中学校生活の中では、一日一日がかけがえのないものであることは言うまでもありません。もっと、スピーディーな対応ができないものかと思います。また、保護者側から見ると問題がある先生を現場から研修対象者として挙げる場合、学校として評価が下がるという意識が学校管理職の中にあるのではないかという懸念もあります。

学校側が利用しやすく、生徒や保護者の意見も反映しやすい新しい制度を構築して欲しいと思います。もちろん保護者側も、すぐに「指導力不足！」と騒ぐのではなく、「自分たちの学校で良い先生に育ててもらおう。そのためにまず、出来る協力は惜しまない。」という前向きな姿勢を忘れてはいけないことは重々承知しています。

【人事部職員課の回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様 代読

指導力不足等教員に対する研修は、規則及び関係要綱に基づき「指導改善研修」と「指導向上研修」とに区分して実施しています。

指導力不足等教員の申請は、管理職等が継続的に指導を行った上で、なお問題となる状況の改善には特別な研修が必要であると見込まれる場合に、業績評価その他の客観的事実に基づき都教委宛てに行うこととしています。緊急を要する場合には、適宜申請を受け付けることとしております。

【質問】 加納

指導力不足教員が研修に行くまでに時間がかかり過ぎると言うことが問題なので、明らかに不適格と思われる教員の転職がスムーズになされるような制度の構築をお願いします。

【質問】 都中P 澤

特別な研修とは具体的にはどのようなものなのですか

【後日回答】 人事部職員課

指導力不足等教員として認定された対象者に対して、その実態把握から問題点や課題を見だし、個々の能力、適正等に応じて、当該教員の指導力の改善を図る研修です。

【質問】 都中P 澤

指導改善のために研修をしていただくわけですが、どういう内容でどういうアプローチをかけたから先生がこう変わってきたとか、もしくはしていただいたのに全く変わらないって言うことも事実あったと言うことを聞いています。いったいどういうことを特別な研修として東京都は取り組んでいるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、緊急的に処置を早く行うこともあるというお話がありましたが、緊急的というのは法に触れたような時が緊急的なときという認識でしょうか。具体的に申しますと、今、ブログをやっている先生が結構いらっしゃり、中には学校名が分かってしまうような書き方をして校長先生に注意していただいてもなかなか落ち着いた場合そういうのも対応して下さるのか、それとも法には触れず、本人の趣味でやっているということなので指導が難しいのか、そういう細かいことを教えてくださいたいです。

【回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様

ここで言っている「緊急の場合」というのは「申請のチャンスは年度に1回しかない」とかではなく「随時受け付けている」ということだと思われまます。ただ、今のブログの話は通常の指導のことですから、指導力不足とは違った対応があるのではないかと思います。

【質問】 都中P 澤

授業等では問題がないが実質そういうところで問題がある先生がかなりいらっしゃると言う実情があり、そういったことへの指導というのは考えていただいているのでしょうか。

【回答】総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様

教育情報課は「都民の声」として都民の方からご意見・ご要望を頂戴する窓口です。「先生と思われる人がブログやツイッターの中で本人を特定できるようなことを書いています。良いのでしょうか」というお声を頂くことがあります。児童・生徒のことが書かれて「児童・生徒の特定につながる」ことを心配されているようです。小中学校の教員であれば必ず該当の区市町村教育委員会に「こういうお声を頂きました」と伝えてあります。区市町村教育委員会で対応が行われていると認識しています。

【質問】都中P 澤

もしもそのようなことがあれば、担当としてはそちらにご連絡を差し上げる形でよろしいでしょうか

【回答】総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様

第一には区市町村教育委員会が担当になりますが、私どもの方に頂いた場合でも必ず区市町村教育委員会に伝えます。

【回答】指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

区市町村立学校の先生の服務監督は、各学校と区市町村教育委員会で行っています。御要望や御意見がある場合は、まずは、学校、区市町村教育委員会に遠慮なく、お寄せいただきたい。

先程のいじめのことについては、学校ではなかなか気付かず、保護者が気付く場合もあります。

それをすぐに相談に行ける学校って素晴らしいですね。それと同じで、もし先生のことについても、学習指導以外にたとえばブログであるとか気になることがあれば、遠慮なく学校に言って欲しいと思います。

それでご納得いただけない場合は、設置者の区市町村の教育委員会に言ってください。また、当然、都教育委員会に言っていただいても結構です。

教育は、学校・家庭・地域が一体となって進めなくてはいけないものなので、遠慮なく言っていただきたいと思います。

【質問】都中P 澤

実際それをやったんですが区では東京都の問題ですと言われた。

【回答】指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

それは言っていることは間違っています。

【質問】都中P 澤

それが、いったいぜんたいどちらが本当なのかということを保護者としては常に悩んでしまうという。

【回答】指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

それは区市町村です。

【質問】 都中P 澤

あくまでも区でいいということですか

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

そのうえで都にあげないといけないものは区の判断で都にあげてくるものもありますが、日常の服務監督は区で行っています。通常、区市町村立学校の先生のことについて、区市町村の教育委員会に電話して、例えば区は関係ありませんと言ったら、それは大きな間違いですから遠慮なく言っていただいでけっこうです

【質問】 都中P 澤

ありがとうございます。

【回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様

「あの先生を処分してください」とか「他の区市に異動させてください」という話になると、区市町村教育委員会には権限がなく「そういうことは都なんです」と答えることがあるようで、そこから「都に言えば良いんですね」となって私どもの方に入ることがあるようです。服務監督は区市町村教育委員会・校長になりますし、都教育委員会に報告する・しないを区市町村教育委員会で判断しています。東京都任せ、区市町村は口出しできないということではありません。

【質問】 都中P 加納

昨年のお答えの中では現在の制度では、校長の具申に基づき区市町村教育委員会が観察した後、東京都の管理主事が授業を観察して、本人に意見を聞いたうえで、さらに、外部委員の方々にその状況を説明したうえで、意見をいただき、指導力が不足しているとして、[指導力ステップアップ研修]を受講するという流れ、つまり、東京都が観察に来るとお聞きしたのですが

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

指導力不足ですか？

【質問】 都中P 加納

はい

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

区市町村で解決しているものもあります。それは区市町村で判断することなので。都にあげて特別な研修をする場合もあります。

【質問】 都中P 田谷

今、若い先生はラインとかiモードとかブログとか抵抗なく使う。登録してあるケータイの番号等がリストアップしてしまうとそこから漏れてしまうとか、そこから生徒との関係が崩れてしまうということ

もあるかもしれません。これも資質の向上の一つだと思いますので、指導の方をよろしく申し上げます。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

今までも指導しておりますが、「LINE」等は軽いノリで入り込んでしまい、悪いことはしていないという意識でつい漏らしてしまったり、不用意な発言が広まってしまうことがあるかもしれません。

あってはいけないことだとして指導はしていますが、もしあった場合は被害を小さくするためにもぜひすぐに言って欲しいです。

③ 道徳の指導力向上について

全国的ないじめや自殺問題、生命の尊さを軽視した少年犯罪の発生などが社会的に大きな問題としてクローズアップされています。社会全体の規範意識の低下も問題になる中、道徳の教科化についても論議されているように、学校における道徳の授業への期待はますます高まっているように感じます。教育基本法には、子育ての第一義的な責任者は家庭である、と書かれており、そのことは十分自覚はしておりますが、これらの人権に関わるような子どもたちの問題は、多くが社会の中で起きることであり、学校という集団の中で学習することが効果的であると考えます。そのためには先生方の道徳の指導力向上が欠かせません。

しかし中学校の先生方は、各教科の専門家ではありますが、必ずしも道徳の指導が得意な人ばかりではありません。どちらかと言うと道徳の指導を敬遠し、避けて通ろうとする傾向があるようにも感じます。新しい学習指導要領では「学校における道徳教育は道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」となっていますがそれを理解していないのではないかとと思われる先生もいます。思春期のちょうど社会性の育つ中学校時代の生徒に対して、ぜひ積極的に道徳の指導を展開し、道徳教育の目標である道徳的な心情・判断力・実践意欲と態度などの道徳性を養うことで、いじめや体罰の問題解決にもつなげていただきたいと思います。

東京学芸大学で同大学の学生に「小中学校で学んだ道徳の時間についての印象」を調べたところ、小学校段階では約半数が「好きだった。ためになった。」などの肯定的な印象を持つものの、中学校段階ではそれが激減していたそうです。同大学ではこのようなイメージを持ったまま教壇に立っても良い道徳授業のモデルは描けないとして学生にプラスイメージをもたせることが重要な課題であるとしています。そしてそのための研究「地域・学校と連携した『総合的道徳教育プログラム』の開発」を行っていると聞きます。

これらは一つの大学の取り組みですが、大変示唆に富んだ有効な取り組みだと考えます。ぜひ都教委としても、先生方の道徳の指導力を向上させるよう研修を強化し、魅力ある道徳の授業を展開できるあらたなプログラムを開発していただきたいと思います。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

ご意見を頂きましたいじめ問題、また、今、子供たちのモラルが低下が指摘されていることですが、お手元に中学校版道徳教育教材集「心みつめて」を置かせて頂きました。すでにご覧になっていると思いますが、平成24年(昨年度)の7月、都内公立中学校、特別支援学校中学部、中等教育学校生徒全員に配布いたしました。

今年度の初めには新しく中学校に入学した新入生、そして小学校全員に東京都道德教育教材集を配布しました。都内公立小中学校等の児童・生徒というと約 80 万人いますが、全員に個人持ちの道德教育教材集を配布したのは、東京都教育委員会として初めてです。

東京都教育委員会といたしましては先程お話をさせて頂いた、いじめ問題や子供たちのモラルの低下という問題に対しまして、人が人として生きて行く上で大切にすべき道德的価値を子供たちに確実に定着させ、子供たち一人ひとりが自己の生き方についての考えを深めるための教材集を都独自に開発したものです。

お手元に保護者向けリーフレットの小学校版のものもお持ちいたしました。実はこの教材集、家庭でも読んで頂けるようにという思いで作らせて頂いています。

内容といたしましては先人の言葉、また先人の生き方の伝記読み物を中心にした道德教育教材集です。国が今度「心のノート」を改訂して「わたしたちの道德」という名称で完全リニューアルして発行いたしますけれども、東京都の教材集をモデルにして全面改定するということで、先人の言葉や伝記読み物をたくさん入れたものを作ります。

今後、各学校で活用していただくと共に家庭でもこの道德教育教材集を保護者の方がお子さんと一緒になって読んで、「この言葉、良い言葉だね」とか「この人の生き方、素晴らしいね」といったように活用していただきたいというところでございます。

この活用の推進を区市町村教育委員会を通して学校に啓発していくとともに、各学校の道德教育の推進体制・指導体制の確立、教師の指導力の向上に向けて、東京都の小・中学校 1 校 1 校に道德教育推進教師がいます。この名称でない場合もあり、道德主任などですが、この先生方を集めまして研修を行い、その学校の道德教育の教育力の向上を図っていくということを来年度から取り組んでいきます。

【質問】 都中 P 田谷

今年度、私ども都中 P の重点活動目標の一つに道德教育の向上を挙げております。さる 10 月 26 日に都教委の委託事業として文部科学省の赤堀先生に来ていただきました。道德については尾形の方が推進しておりますので尾形より。

【質問】 都中 P 尾形

私どもも道德教育の推進を良く理解して都教委と歩調を合わせて進めていきたいと思っておりますが、東京都の道德教育の推進は岩崎様の課でよろしいのでしょうか。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

はい、道德教育の担当は当課です。

【質問】 都中 P 尾形

何か質問等あればそちらでよろしいのでしょうか。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

はい、結構です。

東京都としては、道德については国に先駆けて、取り組んでいます。

まず一つは「道徳授業地区公開講座」をやっていますが、これは他府県は真似ができない取組です。都内のすべての公立・小中学校のすべての学級で、道徳の授業を公開しています。

平成14年から実施していますが、それがあったから学習指導要領に「道徳の時間の授業を公開したり」という文言が入りました。

国の道徳の会議でも意見が出ているとおり、「学校の中でしか通用しない道徳教育をしていたのではないか。保護者・国民から見たら??」という指摘がありますが、今回都が作った教材は、大人になっても自らの指針となるようなものとしています。

したがって、伝記読み物には、専門家・研究者の協力を得て、実際にあったこと、又は、あってもおかしくないことしか載せていません。そういう意味では大人でも十分読むに耐えるもので、小一から中三まで全部構成しております。

人間である以上、心の教育が一番大事だと思うので、そこについて東京都は一步踏み込んだわけですが、今後も力を入れてやっていきたいと思えます。

【質問】 都中P 加納

今年度、文科省が全10回開催した「道徳教育の充実に関する懇談会」で、「道徳授業地区公開講座」のような、次に生徒が何を発言するかわからない中、地域の方々や先輩教師、区や市の教育委員会関係者の前に自分の授業をさらすと言うやり方は特に若い先生を非常に成長させるやり方であると評価されていました。これからも引き続き、都としての取り組みをお願いいたします。

3. 副校長の複数配置の推進について

副校長は職員室の要の位置にいて職員室の元気を握っている人です。しかしながら、副校長には校務のほかに地域と学校のパイプ役や学校で起こるトラブルへの対応、PTAのサポートもあり、あまりにもたくさんの仕事が集中し多忙を極めています。副校長の机の前に行列が出来るのは珍しいことではなく、相談したいことがある新任教諭が話を聞いてもらえない場面もあるようです。

昇任試験を受ける教師が少ないのも、あまりにも忙しそうな副校長職に魅力を感じられないからだと言われています。区で独自の予算を付けて課長級職員を配置し事務系の副校長とし、『副校長二人制』を実施しているところもあります。

副校長を配置している東京都として複数配置の推進をお願いします。

【回答】 人事部 人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様

国の基準に基づく都の定数配当基準により行っています。都の教職員定数を取り巻く状況が厳しい中、複数配置の推進は困難です。

【質問】 都中P 加納

副校長の補佐として、区の予算で課長級の職員を付けているところもありますが、事務系でなく、教員系の副校長先生との2人体制をお願いします。

今年度、都の費用で副校長2人体制をとっている中学校があります。新任副校長と再任用（再雇用？）の副校長との二人体制での対応です。この学校はパトカーの出動が珍しくない学校ですが、このように

生徒の対応等が困難な学校から、副校長の複数配置の推進をお願いいたします。

【質問】 都中 P 鍵和田

ここで言いたいのは副校長は忙しすぎるから何とかしてほしいということなのですが、都教委も副校長の忙しさを認識し何とかしてはいけないと思っているのか、それともそんなことはないと思っているのかそこをお聞きしたい。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

多忙と多忙感と言葉を分けて使いますと、実際に多忙かどうかということになりまして、量りにくい部分があります。わたしも副校長をやっていたのですが、その人の処理能力だってあるでしょうし、要領のよさだってあるでしょう。

だが多忙感ということになると国の言っているとおりに、多くの人が多忙感を持っているという実態があります。その提言に向けては都としてはなるべく都がやっている調査物を減らしたり、区市町村でも校務の作業システムを構築して副校長の事務量をなるべく減らす取組を始めたりしています。

確かに人的な措置ではないが、仕事面で何とか軽減してあげたいということは、少しずつではあるが取り組んでいるところです。

【質問】 都中 P 鍵和田

ここでは複数配置と出ているが区や単Pでは事務系の職員を増やしてほしいと言っているところもあります。そういうことを感じられているか全然思っていないかも分からないが、感じていると思っていいいのか。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

多忙感を持っているのはもちろん分かっています。

【質問】 都中 P 加納

多忙じゃなくて多忙感だなんて言ったら、副校長先生怒りますよ。どうみても多忙です。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

中には「多忙じゃないよ」という副校長先生もいらっしゃるかもしれませんし。

それはケースバイケースだが、多忙感を解消していかなければいけないということで、人的な配置ではありませんが、都職の事務主事が区市町村立学校には一人いますが、それプラスアルファを区市町村の考えで置いているところもあります。様々差はあるがそれは設置者の判断です。

事務量が多くても、もともと副校長はそれをやるべき職として位置づけられているが、ただ問題なのはその部分が大きくなってしまったこと。学校のシステムが巨大化しているところがあるので、副校長がやることが増えた面はある。そこを何とか減らしてあげたいという思いはありますので、いま、悩みながら取り組んでいるところです。

【質問】 都中 P 鍵和田

分かりました。そういう風に把握していただいているのであれば良いと思います。

4. 学校司書の全校配置について

現在、学校図書館には図書館司書ではなく司書教諭が配置され、その司書教諭への週2時間の時間軽減措置という形がとられています。学校図書館での調べ学習の充実は新たな知識欲を生み、読書による読解力の向上はすべての科目の学力向上に繋がると思われ、そこには司書の指導が大きな力を発揮します。司書教諭の2時間軽減措置にとどまらず、専任の学校司書の配置をお願いします。

今年度から5カ年計画として学校司書の配置、蔵書の充実、新聞の購入のために国から交付されている地方財政措置がきちんと学校司書の配置や図書館の充実のために使われますように、東京都としての取り組みをお願いします。

【回答】 人事部人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様

学校図書館法第5条第1項におきまして「学校には学校図書館の専門的職務を司らせるため司書教諭を置かなければならない」とされております。

また、同法第5条第2項で「司書教諭は教諭をもって充てる」とされておきまして、都教委では司書教諭の資格を有する教諭を校務分掌として担当させております。学校図書館の利用指導につきましては司書教諭を中心とした学校の全教職員の協力体制のもとで行われるべきものと考えております。そうした事から国の基準にない、専任の司書の配置は考えていないところです。

② 生徒の豊かな人間性を育む学校作りについて

1. 養護教諭の増員について

学校は学習の場であると共に集団生活の中で社会性や協調性を育てる場でもあります。中学校生活を通じて、豊かな人間性を育むべくきめ細かく指導をしていただいておりますが、思春期のこの時期の中学生は多くの悩みを抱えています。「いじめ」による自殺が社会問題化していることもあり、昨年度、財政的に厳しいという回答を頂いている中で、子どもたちの心と身体を守るための取組の要望です。

常駐する養護教諭は生徒にとって話しやすい存在であり、そこでの会話は「いじめ」の発見に大きな力を発揮しています。また、朝、気分が悪くなって訪れた生徒が親の育児放棄によって食事を与えられていないことが分かったり、生徒とのちょっとした会話から、親による虐待が見えたりすることもあります。不登校に陥る生徒の前段階としての保健室登校の実情もあります。特別な支援を必要とする生徒は増加しており、通級の特別支援学級に通う生徒も通常学級に在籍していますが、その周辺ではトラブルが多く発生し、養護教諭はそんな時の生徒の相談相手にもなっています。このように、現在、養護教諭は受け持つものが多岐に亘るようになり、一人では対応しきれない状態です。また、養護教諭は出張や生徒の病院への付き添いをする場合、保健室を施錠せざるを得ません。

昨年度、『養護教諭の複数配置につきましては、国の定数改善に関する動向を見ていかざるを得ません。』という回答でしたが、東京都として、教職員定数外となる「非常勤・再任用教員」として、養護教諭の複数配置の推進を、国に先駆けて実施していただけるようご検討をお願いします。

【回答】 人事部人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様

養護教諭の複数配置についてはこちらも国の基準に基づく都の定数配当基準により行なっております。都の教職員定数や財政を取り巻く状況が厳しい中、複数配置の推進は困難です。

【質問】 都中P 加納

都教委は、来年度からスクールカウンセラーとの面接体験を中学校においては1年生に行うと言うことで、スクールカウンセラーの有効活用につながればいいと思います。都中Pには各区市からの要望書で「スクールカウンセラーを毎日配置してほしい」という要望が伝わってきますが、スクールカウンセラーは一日7時間45分勤務で44,000円、単純計算すると週4日でも月に70万円以上になってしまい、実現はなかなか難しいと思われます。それで、都中Pでは過去の要望書に倣って「養護教諭の増員」として要望しています。再雇用の非常勤教員は月16万～18万に抑えられます。生徒には養護教諭は自分を評価しない人としての安心感もあります。ぜひ、養護教諭の増員を引き続きお考えください。養護教諭って国の基準だと800人まで一人だと思います。東京都の中で国の基準で2人置ける学校っていくつあるんですか？って話ですよ。いじめなどへの対応や、今、保健室登校の生徒は結構いますし、そういう子に先生が掛かっているとほかの生徒が保健室を訪れても十分に対応できなかったりしますので、ぜひ、生徒にとって安心できる存在でもある養護教諭の複数化を引き続きお考えいただきたいと思います。

2. スクールソーシャルワーカーの導入

子どもたちを取り巻く環境は急激に変化しています。互いの関係が希薄な社会で生きることを強いられ、孤立感を深めている子どもたちが、安心して暮らし、それぞれの可能性を十分に発揮できるような環境を作り出す必要性はますます高まっています。

学校生活や家庭・地域での生活に不安を抱えている子どもたちは、結果としていじめ、不登校、暴力行為等、非行や問題行動に走ってしまいます。これらの指導はこれまで学校の教員が中心となって行ってきましたが、その背景には家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合うため、時に学校だけでは解決困難なケースが増えてきています。こういったケースでは積極的に関係機関等と連携した対応が求められます。このような家庭や地域の環境に依存する、生徒指導上の諸課題に対応した効果的な取り組みを進めるためには、スクールソーシャルワーカーの導入が効果的だと考えます。スクールソーシャルワーカーによって、児童相談所を始めとした行政機関などの外部機関と学校の連携が構築され、保護者の経済状況や就労状況などの家庭の状況にも相談に乗り、関与を深めていくことができます。国は、児童生徒の心の問題をケアするため、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの導入を進め、全国の公立中学校に配置を進めるとともにその充実に努め、一定の成果を挙げているところです。さらに踏み込んで、学校をベースにしてソーシャルワーク（福祉）的なアプローチをするスクールソーシャルワーカーを導入することによって、子どもたちの生活の質を高めるためのサポート体制の構築をお願いしたいと思います。平成20年度と21年度に一部実施されたようですが、さらに推進していただきますようお願いいたします。

【指導部指導企画課の回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様 代読

スクールソーシャルワーカー活用事業は、平成20年度は国の委託事業として開始しましたが、平成21年度から都の経費の1/3を国が負担する補助事業となっています。これまで、都教育委員会は、ス

クールソーシャルワーカー活用事業を拡充し、平成25年度は14区20市3町の合計37の自治体で取り組んでいます。このスクールソーシャルワーカー活用事業については、国への提案要求を行っているところであり、国の動向を注視してまいります。

【質問】 都中P 澤

当たり前ながら予、算がひっ迫していて実現が厳しいということもあるのですが、東京都としては検討していくということはあるのでしょうか。それとも、副校長にしても、養護教諭にしても、スクールソーシャルワーカーにしても、「現状でやってください」というお話なのでしょうか。

【回答】 人事部人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様

義務教育では、標準法により、国が標準を決めています。副校長の2人配置について、国の標準は1校1人なので、これを変えるのは困難です。スクールカウンセラーの方が高いのではないかという話もありましたが、教員は1人年間平均で800万円以上かかるので、単純にそれを増やすのは困難です。

【質問】 都中P 加納

スクールカウンセラーさんについても都中Pは平成7年ぐらいから要望していて、モデル校への配置、不登校生の多い学校への配置と徐々に増やしていただいて、平成15年度から全中学校に週1日配置となっています。そんな風に要望の実現には時間がかかるものだと思いますが、たとえば副校長2人体制の学校を見ていただいて効果が上がっているのであれば、大変な学校から徐々に2人体制にしていただくとか、養護教諭についてもそんな風に考えていただけるとありがたいです。

3. 先生が生徒と向き合う時間の確保について

いじめの早期発見、重症化予防のためには、生徒が話を聞いてほしい時に先生が話を聞くことのできる時間的なゆとりが必要です。しかし現実には、教科指導、生活指導、部活動指導など先生方の日常は多忙を極めています。最近ではさらにそこに各種調査の回答を求められることも多く、生徒と関わる時間はますます少なくなっているのが現状です。東京都中学校長会研究部がまとめた全都の校長先生を対象とした研究調査によると、新学習指導要領の全面実施が教員に与えた影響として「多忙感の増加」と「打ち合わせ時間の減少」が多く挙げられ、教育活動の活性化に必要な養分を学校に循環させるためにはゆとりの時間が必要であると結論づけています。

最近、いじめや不登校といった問題行動が多発する背景にはこうした先生と生徒が関わる時間の減少があるのではないのでしょうか。教師の本来的な業務は子どもと関わり、子どもを育むことです。現在の状況は教育の本質に関わる問題とも言えます。これを解決するために、ぜひ中学校の先生の持ち時間軽減をお願いします。

【回答】 人事部人事計画課 定数係長 島倉 晋弥 様

先生が生徒と向き合う時間の確保について、中学校の先生の持ち時間軽減ということですがけれども非常勤講師の時数算定のための標準持ち時数は国の標準法定数算定の基礎となる、教員一人当たり持ち時数に基づいて定めております。都の教職員定数や財政を取り巻く状況が厳しい中、すべての教員に対して標準授業持ち時数の軽減を行うことは困難です。

3 生徒の安全確保について

1. 施設・設備について

都教委に置かれましては、小中学校を災害時の活動拠点、避難施設等となる重要な役割を担っている特定建築物として、重点的に耐震化を図るべく、早期に耐震化を促進していただいているところです。

また、非構造部材についても災害時に重大事故につながるとして点検・整備・区市町村への財政支援を進めていただいています。

一方、学校の校舎が昭和40年代から鉄筋コンクリートになりましたが、近年コンクリートの耐用年数を超える学校が増えてきており、耐震工事がなされているとは言っても不安があります。また、体育館においても老朽化しているところがあります。都教委の老朽化対策についてお聞かせください。

校舎や体育館の全面的な建て替え工事には大きな金額が掛かり、区市町村にとっては大きな負担です。東京都として、建て替えの基準を示し、老朽化した校舎や体育館の建て替えに、補助金を設けていただきますようお願いいたします。

【回答】 地域教育支援部 義務教育課 助成指導担当係長 梶 珠代 様

校舎その他の整備につきましては当該学校を設置する区市町村の教育委員会が執行する事務とされており、老朽化した校舎等の建て替えにつきましては各区市町村教育委員会がそれぞれの実情に応じて判断を行うものとなっております。現在公立中学校の校舎等の建て替えにつきましては国からの補助金が設けられておりまして都教育委員会は区市町村教育委員会に対して国の財政支援制度を活用して学校の施設整備が推進されるように指導助言に努めております。参考までに本日文部科学省がこの1月に作成しました長寿命化の手引の概要をご用意いたしましたので後ほどご参考にしていただければと思います。

2. 備蓄について

昨年、災害時に各公立小中学校において2～3日は生徒を帰宅させずに学校に留め置くという都の方針が伝えられました。それによって中学校に職員と生徒の非常食や備品を備蓄することが必要になっていますが、都としての施策はどのようになっているのでしょうか。お教えてください。もし非常食や備品の備蓄が区や市での対応となりますと、そこにはかなりのばらつきが出るものと思われれます。区市町村の格差がでないよう支援をお願いします。

【回答】 地域教育支援部 義務教育課 学事指導担当係長 福島 康貴 様

災害時に生徒が学校で三日間安全に過ごせるための必要な物資の備蓄については学校保健安全法第26条により学校の設置者が行うことになっていますが、都は区市町村とヒアリングを行い、区市町村の整備状況を把握すると共に、必要な情報提供や助言を行い、整備を促しています。

【質問】 都中 P 田谷

何かあった時の学校の備蓄というのは生徒のためのものと思っていいのでしょうか。港区の御成門小学校では東日本大震災の時に帰宅困難者がかなり押し寄せたと聞いております。

【回答】 地域教育支援部 義務教育課 学事指導担当係長 福島 康貴 様

今回帰宅困難者条例ができて、保護者が帰宅できなかったときに学校で生徒の安全を確保するというので「3日間の食料を用意してください」ということになっていますが、基本的に学校だと一般の避難所になっていることが多く、今回の帰宅困難者条例によって児童・生徒専用の備蓄を備えた区市町村もありますし、避難所用の備蓄を構築した区市町村もありますので、いずれにしても「生徒が3日間安全に過ごせるような体制を整えてください」ということを東京都教育委員会として指導しております。

【質問】 都中P 澤

状況的には、指導していただいて、今、区市町村はどのようになっているのでしょうか。

【回答】 地域教育支援部 義務教育課 学事指導担当係長 福島 康貴 様

24年度末の調査で全部島しょ部はのぞき40の区市町村ですすでに対策ができております。その他は「25年から何回かに分けて整備します」というところと、「25年度予算に入れてあります」ということで、全く整備の計画がないという区市町村はないと把握しております。

4 部活動について

2020年のオリンピック東京開催が決定し、その時に20代前半となる現在の中学生のスポーツに向けた気持も高まって行くものと思われま。東京都の様々な地区の中学生が高い目標を持って部活動に打ち込めるよう、下記のような体制の整備をお願いします。

1. 中体連との調整のお願い

① 試合出場のための引率者について

中学校において、部活動の教育的意義が高いことは周知の事実ですが、教員の異動による部の存続の問題が保護者として常に不安な材料となっています。指導者が異動しても安定的に部活動を継続できるような方法として、都教委では公立中学校部活動の休部・廃部の問題を防止するために、希望する区市町村に外部指導員導入のための費用の一部を補助する支援を行っていただいており、この結果顧問の異動等の学校事情による休部・廃部は減少しているということです。

しかし、試合出場のための引率者の資格など競技によっても違っており、教員以外の引率では試合に出られない競技も多くあります。部活が継続しその練習の成果を発揮するため生徒が試合への参加を望んだ時、教員以外の引率でも試合に出られるような仕組みの構築をお願いします。都中学校体育大会実施要項では「学校事情により日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合には個人種目13種目で校長が承認した者による引率を認めている」ということですが、個人種目13種目にとどまらずさらに拡大をお願いいたします。

【指導部指導企画課の回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様 代読

都中学校体育大会実施要綱では、教員以外の者が、団体種目や個人種目のリレー等で、他の生徒を引率することは認められていません。現在、都中体連加盟の個人種目については、実施要項のとおり引率が認められています。

② 合同チームでの都大会出場について

小規模校等で部員が少ない場合、合同チームでの試合への参加を認めるなどの措置により、部活動の活性化を図って頂いていますが、区や市のレベルの大会までは合同チームで出られても都大会では認められない競技がいくつもあります。中体連の理事会等が年10回程度開催されており、都教委が出席し情報交換を行っていらっしゃるということです。より多くの競技で合同チームでも大きな試合に出られるように、交渉をお願いします。

【指導部指導企画課の回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様 代読

合同チームについては、関東中体連及び日本中体連の参加規程に基づき、都中体連加盟の団体種目の関東大会、全国大会への出場は認められています（全国大会のないラグビーフットボールを除く。）。

2. 教育庁人材バンクについて

① 教育庁人材バンクの充実について

豊かな育ちを実現する部活や教育活動が盛んに行われる学校では、生徒がやりがいを感じられ、いじめも少ないと言われています。指導者の増員によってきめ細かな部活動指導が出来るように、教育庁人材バンクの外部指導員の充実をお願いします。

【回答】 人事部 職員課外部人材担当係長 阿部 正克 様

教育庁人材バンクでは部活動の指導者も含めて広く登録者を募っており、充実を図っているところです。また、それだけでは不十分なことも出てくるので公認スポーツ指導者ということで東京都体育協会との連携も図って確保に努めているところでございます。

② 教育庁人材バンクを利用した審判の配置

部活動指導は教員の職務とすることになっており、多くの熱心な先生は、日曜日は試合・大会の引率をし、また、生徒の向上心に応えて夏休みも指導に出向いてくださっています。ただ、大会に出場するためには、ほとんどの競技で、審判の出来る顧問、あるいは管理顧問に加えて帯同審判を連れていかなければならず、その先生は大会の審判員に登録され、自校のチームが負けてしまっても次の日も審判に出掛けなくてはならないので自校の生徒は放っておくことになってしまうと言います。また、バスケットのように、付いて回って審判をするような競技では少し年齢の高い先生にはかなりつらいとか、島などでは大会の出場には宿泊を伴うので帯同審判をお願いするのに苦労しているという声が聞こえてきます。そこで、教育庁人材バンクを充実させそこにいろいろな種目の審判の資格を持った外部指導員を置き、費用を付けて大会に派遣していただきたいです。外部指導員による審判が配置されると先生方は本来やるべきこと＝自校の生徒の指導に専念出来ると思います。

【回答】 人事部 職員課外部人材担当係長 阿部 正克 様

教育庁人材バンクを利用した審判の配置ですが、登録者の中には審判資格を持っている方もいらっしゃいますが、人材バンクの活動というのはボランティアの活動でございまして個人の善意によるところが大きいものでございますから、固定的に配置をしておくことはできません。しかしながら学校から、教育活動の一環として審判の資格を持った人を探しているという申し込みがあればこちらの方と

しては可能な限り、誠心誠意対応しているところでございます。

次に費用を付けて大会に派遣していただきたいという部分に対するお答えですが人材バンクの事業は学校に外部人材の情報提供を行うという制度でございますので、人材バンクの方で費用を負担したり、人材を派遣すると言うことは困難でございます。

【質問】 都中P 加納

昨年度の回答で、中体連中体連の理事会等が年10回程度開催されており、都教委が出席し情報交換を行っていると伝えられました。そのなかで今、どのようなことが話し合われているのか教えていただきたいです。

【後日回答】 指導部指導企画課

中学校総合体育大会や各競技専門部の運営における課題を議題として協議・検討しています。また、都教委の事業への協力依頼や事故防止に向けた取組の徹底をお願いしています。

5 その他

1. 体育館や特別教室の冷房化について

近年、多摩地区でも都教委の補助金の成果として普通教室が冷房化されました。しかし建物の構造や夏の暑さにより、体育館での部活動中の熱中症等が多発しています。体育館の空調への補助、また、学習環境の改善に向けて、特別教室へもエアコンの設置補助をお願いします。

【回答】 地域教育支援部 義務教育課 助成指導担当係長 梶 珠代 様

校舎その他の施設の整備につきましては当該学校を設置する区市町村教育委員会がそれぞれの実情に応じて判断することとなっております。また、公立中学校の経費につきましては学校を設置する区市町村が負担することとされております。しかしながら、空調設備につきましては平成22年の記録的猛暑を受けた緊急的な対応が必要と判断し、都としまして財政支援を実施してきました。その結果平成25年度末普通教室の冷房化は完了する予定となりました。また、特別教室につきましてはですが市町村等の要望も踏まえ、都立高校が標準的に整備している音楽室等の冷房化補助事業にかかる経費を平成26年度の暫定予算案に盛り込みました。

2. 入学式の日程について

公立の小中学校と都立高校の入学式の日程が重なってしまうことがあります。入学式は子どもがお世話になる先生方と初めて顔を合わせる日であり、共に手を携えて子どもの幸福な成長をはかるためには保護者としてぜひとも出席したいものです。

都立高校の入学式日程が固定化されれば区市町村毎の小中学校がそこを避けるという形で日程が重ならないように出来ると思います。数年前に都立高校の入試日程が固定化されたように都立高校の入学式日程を固定化することをお考えください。

【指導部高等学校教育課の回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様 代読

都立高等学校の入学式日程は、教育課程の編成を行う各校の校長が決定することとなっているため、固定化について考えておりません。本要望については、校長に情報提供し、校長の本要望に対する意識を高めていきます。

【質問】 都中P 加納

都立高校の入学式についてですが今まで、「重ならないようにしてください」というお願いだったところ、「都立高校の入学式を固定化してください」というお願いに変えてみました。高校の校長先生に伝えてくださるといことなので、ぜひ、これは大きいところが決めてしまうことでしか実現できないと思うので、よろしくお願いします。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

都立高校についてある程度そろっているが、学期とかも昔は都で一律だったものが区市町村ごとになり、今度は学校に権限を渡して動かせるという風にもなってきたりして、非常に難しい面はある。また、高校はたくさん地域から来ているからなかなか難しい点もある。

【質問】 都中P 鍵和田

だからこそ、都で統一して欲しいんですよ。これはつまらないことかもしれませんが親にとっては「区立中と都立校の入学式が重なるなんて、なんてバカな」という大きな問題です。各校の校長の判断だと言うが我々が各校にお願いすることはできない。ほとんどの区の中の小学校と中学校は別々にしている。やればできるんです。それが校長判断だと言うのは逃げだと思います。

入学式を一律に決めてくれることが保護者の求めているところなんだと言うことを、校長会に強く言っていただきたい。

【質問】 都中P 加納

先般来、学校と保護者の連携は大切だとおっしゃっているように、入学式は学校の考えを初めて聞く日ですから、保護者として大切に考えております。ですから出られるようにしていただきたいと思えます。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

先程、お話したように入学式自体が複数にまたがっている。小学校もそうです。3月上旬にまとまる各区市町村立小中学校の卒業式・入学式日程一覧を出しているが日程はどんどん拡散している状況です。

【質問】 都中P 鍵和田

われわれの言っているのは高校が一覧を見て決めろというのではなく、「高校が先にびしっと決めればあとは中学校や小学校は避ければいだけなのでそれしかないですよ」ということなんです。

【回答】 指導部 義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事 岩崎 治彦 様

ご意見は承ります。

3. 都中Pへの支援

東京都公立中学校PTA協議会（以下都中P）は現在世田谷区八幡山に事務所を置き活動していますが、組織が東京の区部から市部まで広範囲におよぶため、そこから選出された理事が集まって会議を開くには不便で、会場設定に苦慮しています。そこで事務所あるいは会議場所に東京の交通網の中心である新宿に位置する都庁の一室またはそれに準ずる場所をお借りすることが出来るよう、お考え頂けないでしょうか。

他県では、多くの県P連が県施設の提供を受けていますし、都内の多くの区市町村では、P連の事務局を区市町村の施設内に置いたり、会議室の提供を受けたりしています。東京都でも、都中Pに対して同様の便宜供与をお考えください。都中Pは社会教育団体の一つで、任意団体です。しかし都中Pは学校や校長会、教育委員会・文科省と共に子どもたちの教育を考え、担う団体でもあります。都中Pはこれまで、都教委の各種委員会に委員を派遣したり、東京都教育ビジョンに沿った委託事業を開催したりするなど、他の社会教育団体とは違う幅広い協力を行ってきております。こういった都中Pの特別な貢献・立場をご勘案いただき、ぜひ前向きにご検討をお願いします。

【総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様 代読】

東京都公立中学校PTA協議会様への支援として事務所・会議場所をお貸しすることについてですが、都の施設を外部の方にお貸しすることは難しい状況のようです。

【質問】 都中P 加納

昨年度のこの会議で「こういう要望があるということは施設管理を担当する部署に伝えます」と言うお答えでしたがお伝えいただけたのでしょうか。また、お伝えいただいていたのでしょうか

【回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様

教育庁内の施設管理を担当する部署に伝えましたが、仕組みとしては難しいということでした。

【質問】 都中P 加納

よその県Pが借りることができて東京都ができないと言うのは何かそれを妨げるような条例などがあるのでしょうか

【回答】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様

それができている自治体については、その自治体の判断と思われれます。

【閉会】 総務部教育情報課広聴担当係長 阿部 望 様

本日は貴重なご意見を頂きまして、私も勉強になりました。ありがとうございました。

【都中P】ありがとうございました。